問 I - 2 - ② (定款変更手続)

移行認定や移行認可を申請する場合の定款の変更の案については、主務官庁の許可が必要になるのでしょうか。

答

- 1 不要です。
- 2 特例民法法人が、移行認定や移行認可の申請をするに当たり、事前に作成する「定款の変更の案」については、法人内部の意思決定に加え、さらに、通常の定款変更と同様に旧主務官庁の認可を受けることを要するかが問題となりますが、これについては、
 - ① この「定款の変更の案」における変更は、移行登記がなされることをもって効力を生ずるものであることから、通常の定款変更の効力要件たる旧主務官庁の認可は必須ではないこと
 - ② この「定款の変更の案」が新法に適合するかどうかを審査するのは、移 行認定又は移行認可をする行政庁とするのが最もふさわしいこと
 - ③ 一方で、「定款の変更の案」について旧主務官庁を制度的に関与させることとすると、旧主務官庁が新公益法人への移行に多大な影響力を及ぼし得ることとなり、旧主務官庁制の廃止という改革の趣旨に鑑み適当ではないこと
 - ④ 現行民法法人については、可能な限り簡易な手続による円滑な移行の要請 があること

から、旧主務官庁の認可(整備法第88条、民法第38条第2項、整備法第94条第6項、第95条参照)は要しないこととされています(整備法第102条(第118条において準用される場合を含む))。

(参照条文)

整備法第88条 特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による。

整備法第 94 条 (略)

2~5 (略)

6 特例財産法人の定款の変更は、旧主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

整備法第 95 条 特例民法法人の業務の監督(設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算

人に係る届出並びに清算結了の届出に係るものを含む。) については、なお従前の例による。

整備法第102条 第44条の認定を受けようとする特例民法法人が第106条第1項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第100条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

民法第38条 定款は、総社員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。